

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表  
 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（抄） （傍線部は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則            （検討等）            第二条（略）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後速やかに、労働者が、雇用形態にかかわらず、その意欲及び能力に応じて多様な働き方を選択し、その能力を十分に発揮して充実した職業生活を営むことができる社会の実現のための取組を一層推進するため、労働者の解雇に関する法制度を含めた労働に関する法制度の在り方について、これに関連する社会保険制度の在り方と併せて、抜本的な見直しを行うものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則            （検討）            第二条（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、新法の規定について速やかに検討を行うものとする。</p> <p>3（略）</p>